

# 食 品 安 全 委 員 会 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会

## 第 22 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 7 月 11 日 ( 水 ) 10:00 ~ 11:33

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

( 1 ) 平成 18 年度緊急時対応訓練のまとめについて

( 2 ) 平成 19 年度緊急時対応訓練 ( 案 ) について

( 3 ) 緊急事態への対処体制の強化方策について

( 4 ) その他

4 . 出 席 者

( 専 門 委 員 )

丸山座長、元井座長代理、飯島専門委員、小泉専門委員、

近藤専門委員、但野専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

( 食 品 安 全 委 員 会 委 員 )

小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

( 事 務 局 )

齊藤事務局長、日野事務局次長、酒井情報・緊急時対応課長、

西村勧告広報課長、小平リスクコミュニケーション官、熊谷課長補佐

5 . 配 布 資 料

資料 1 - 1 「 前 回 の 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会 ( 第 21 回 、 平 成 19 年 3 月 12 日 開 催 )  
で 出 さ れ た 意 見 等 ( 概 要 抜 粋 ) と 対 応 に つ い て 」

資料 1 - 2 「 平 成 18 年 度 緊 急 時 対 応 訓 練 の ま と め ( 改 訂 案 ) 」

資料 2 「 平 成 19 年 度 緊 急 時 対 応 訓 練 計 画 ( 案 ) 」

資料 3 - 1 「 緊 急 事 態 へ の 対 処 体 制 の 強 化 方 策 に つ い て 」

- 資料 3 - 2 「緊急時対応専門調査会における審議について」
- 資料 4 「平成 18 年食中毒発生状況の概要について」
- 参考資料 1 - 1 「平成 18 年度緊急時対応訓練について」
- 参考資料 1 - 2 「平成 18 年度緊急時対応訓練について」
- 参考資料 2 「平成 19 年度食品安全委員会運営計画（抜すい）」

## 6．議事内容

丸山座長 おはようございます。ただいまから「食品安全委員会 第 22 回緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は専門委員 13 名のうち 8 名に御出席いただいております。内田専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、吉川専門委員、田中専門委員の 5 名が欠席をされております。

議事に入る前に、4 月から食品安全委員会に廣瀬雅雄委員が就任されておりますので、自己紹介いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

廣瀬委員 4 月に着任しました廣瀬でございます。3 月までは国立医薬品食品衛生研究所の病理部で主に食品、あるいは食品添加物・農薬等の試験研究、あるいはリスク評価に携わっておりました。よろしくお願いいたします。

丸山座長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、この緊急時専門調査会は廣瀬委員、本間委員、野村委員が担当されると伺っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、この 4 月に事務局にも異動があったそうですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

酒井情報・緊急時対応課長 この 4 月 1 日付けで情報・緊急時対応課長を拝命いたしました酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

更にこの 7 月に勧告・広報課長、リスクコミュニケーション官が新たに着任をいたしましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、西村勧告・広報課長でございます。

西村勧告・広報課長 西村と申します。よろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 続きまして、小平リスクコミュニケーション官でございます。

小平リスクコミュニケーション官 小平でございます。よろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 どうぞよろしくお願いいたします。

丸山座長 ありがとうございます。

それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

熊谷課長補佐 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日は資料として6点、参考資料として3点、冊子としております「緊急時対応法令規定集」をお手元に御用意しております。

資料でございますが、資料1-1として「前回の緊急時対応専門調査会（第21回、平成19年3月12日開催）で出された意見等（概要抜粋）と対応について」。

資料1-2「平成18年度緊急時対応訓練のまとめ（改訂案）」でございます。

資料2は「平成19年度緊急時対応訓練計画（案）」でございます。

資料3-1は「緊急事態への対処体制の強化方策について」でございます。

資料3-2は「緊急時対応専門調査会における審議について」でございます。

資料4は「平成18年食中毒発生状況の概要について」でございます。

参考資料1-1は、前回の調査会で提出させていただいた資料でございますが「平成18年度緊急時対応訓練について」の計画から課題の抽出まででございます。

参考資料1-2は、その訓練から得られた課題への対応ということでまとめたものでございます。

参考資料2は「平成19年度食品安全委員会運営計画（抜すい）」ということで、お手元に御用意しております。不足の資料等ございませんでしょうか。

丸山座長 よろしいでしょうか。それでは、本日の議事に入ります。

本日は議事次第にございますように「平成18年度緊急時対応訓練のまとめについて」と「平成19年度緊急時対応訓練（案）について」。

3番目に「緊急事態への対処体制の強化方策について」という3点について御審議いただくことになっております。

1つ目の議題であります「平成18年度緊急時対応訓練のまとめについて」でございますが、これは前回の専門調査会で昨年度に実施されました3回の訓練から得られた結果と課題について報告を受け、既に審議を行ってまいりました。

その際出されました意見に基づいて、事務局で再整理していただきましたので、該当する資料を用いて説明をお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 昨年度の緊急時対応訓練につきましては、試行という位置づけでございまして、3回実施をいたしました。訓練を通しまして、緊急時対応マニュアルの実効性、また緊急時対応訓練の在り方に対する今後の課題について御審議をいただい

たところであります。

前回の調査会において、ちょうだいいたしました御意見、また、御指摘を受けて修正点について整理をしておりますので、御説明させていただきます。

熊谷課長補佐 それでは、前回の調査会でいただいた御意見についてまとめたものを、資料 1 - 1 に基づいて御説明したいと思いますが、その前に 18 年度訓練を 3 回ほど行っておりますが、どういうことをやったかということを中心に振り返らせていただければと思いますので、参考資料 1 - 1、1 - 2 をお手元に御用意いただければと思います。

参考資料 1 - 1 でございますが、まず、1 枚めくっていただきまして、2 ページ目になりますが、平成 18 年度におきましては、食品安全委員会が実施する訓練として、どのような形式の訓練があって、より効果的な訓練を行うためにはどのような訓練を行ったらいのかというところで、この調査会でも御審議いただきまして、3 回ほど訓練の計画に御検討いただいたところでございます。

その結果、目的としましては、こちらにありますように、食品安全委員会及び事務局員が緊急事態、及び緊急時対応の共通認識を持つ。

対応力や判断能力を向上させる。

緊急時対応マニュアルの適確性を確認する。

緊急時対応手順を確認する。

定められた対応を迅速かつ確実に実施する。ということを目的として、3 回の訓練ということで、まず 1 回目は「緊急事態についての展開イメージの共有」ということで、「机上シミュレーション」形式の訓練を。

2 回目としましては「緊急時マニュアルの実効性の検証」ということで、「シナリオ非提示型の訓練」を。

第 3 回目としましては「緊急時広報に関する対応能力の向上」ということで、「個別要素訓練」を行ったところでございます。

第 1 回目の訓練でございますが、4 ページ目、机上シミュレーション形式の訓練ということで、サルモネラ属菌による食中毒が発生し、拡大し、死者も発生している中で、その準備したシナリオを 4 つのフェーズに分割して、それぞれのフェーズの中でどのような対応を取っていくかというところを検討するような訓練を行いました。

その結果、8 ページにありますように、委員会としての訓練というものが始めてであったこともありまして、訓練の対象者も、また訓練を準備する側も訓練に慣れていなかったということで、訓練の運営面での課題というものをかなり残すこととなったわけですけれ

ども、実際、実施しまして、食品安全委員会における緊急事態についての展開イメージというのが、ある程度共有されました。しかし、やはりそれぞれがどういう経験を積んできたかということによって、その判断の要素が変わってくるというところがありましたので、今後もシミュレーションなどの訓練を継続していく必要があるというのが確認されたところかと思えます。

第2回目の訓練としましては、次の9ページ目になりますけれども、緊急時対応を迅速かつ適切に行うとともに、その実践能力の向上を図るということで、シナリオ非提示型の実動訓練を実施いたしました。

設定としましては、O157による食中毒が発生拡大し、死者も発生している中で、緊急対策本部の設置を見据えた緊急協議を開催するということを食品安全関係府省連絡会議で確認するという設定での訓練を行ったところでございます。

その結果としましては、12ページに示してありますように、緊急時対応マニュアルに従って、緊急対策本部を設置するという手順については、この実動訓練で確認をすることができたところではありますけれども、より起動的に動くためには、事務局内の作業手順書のようなものを作成する必要があるのではないかというような指摘を受け、そういう結果が得られているところでございました。

第3回目の訓練としまして、15ページに示してありますように、情報提供の部分を取り上げた個別要素訓練を行いました。設定は2回目の訓練と同様に、O157による大規模食中毒が発生しているという状況での緊急時対応における食品安全委員会の情報提供についての展開イメージを共有するというところで、机上シミュレーション形式の訓練を行うとともに、模擬記者会見を実施するというところで、広報活動における能力の向上を図るという訓練を行ったところでございます。

第3回目の訓練を受けた結果としましては、17ページ辺りにありますけれども、緊急時対応における食品安全委員会からの情報提供については、どういうタイミングでどういうことを発信すべきか。また、どういうことができるのかということを整理しておく必要があるであろうということが確認されたところでございました。

それらの3回の訓練から得られた課題についての対応を参考資料1-2としてまとめさせていただいたところですが、前回の調査会でこちらの参考資料1-2のまとめに対して、先生方からいただいた御意見ということで、資料1-1に戻っていただきますが、いただいた御意見をまとめておりますので、こちらの方を御説明したいと思います。

1つ目でございますが、参考資料の1-2の1ページ目の「委員会内の考え方の再

確認」というところに対しての御意見ということで、1つ挙げさせていただいております。

こちらは春日専門委員からの御発言ではございましたが、発言の主旨としましては、緊急時に対する意識を整理するために、現状のリスク管理機関、厚生労働省、農林水産省が何か起きたときにどういう対応を取っているのかということ、この調査会の中でもよく知っておく、勉強しておく必要があるのではないという御意見をいただいたところでした。

それにつきましては、今後の調査会の中で、リスク管理機関のそういう対応について、御説明していただくような機会を設けたいと思っておりますので、今後調整をしていきたいと考えております。

この後、一番最後の方になりますが、先週、食品安全委員会で平成18年の食中毒の報告を厚生労働省からしていただきましたので、平成18年の食中毒の状況について、本調査会の(4)その他において簡単に事務局の方から御説明をしたいと考えております。

2つ目の御意見ですが、こちらは参考資料1-2の2ページ目になりまして、「危機管理に必要な考え方・技術の要点」という、このスライドについての御意見でございます。これは田中先生からいただいた御意見なんですけれども、こちらのスライドが一般的な危機管理に対する考え方とか技術の要点を示したようなスライドになっているので、食品安全委員会の訓練としてまとめるのであれば、食品安全委員会の緊急時対応における必要な考え方とか技術の要点ということでまとめるべきではないかという御意見でございましたので、修正いたしました。そちらの壁にスライドを2枚ほど映しておりますが、1つは、もともとの危機管理に必要な考え方の技術の要点ということで、もう一つは、食品安全委員会に緊急時対応における必要な考え方・技術の要点ということで直したものを映させていただきます。

食品安全委員会の緊急時対応における必要な考え方・技術の要点ということであれば、3本柱という形でまとめておりますが、緊急事態の可能性を意識した情報の収集、情報の分析。

それに基づいて情報の共有ということ。

それから、効果的な情報の提供ということで、その3つの中で必要な考え方とか技術の要点を整理するのが委員会としての整理としてはいいのではないかとということでこちらの形にさせていただいております。

情報の収集・分析につきましては、幅広い情報収集と、総合的な情報の分析が必要でしょうと。新たな緊急事態となる可能性のあるリスクの探知というのも取り組んでいかなければいけないのではないかと。また、情報が限られている中で、意思決定の在り方、その方

法の確立というような能力も向上させていかなければいけないのではないか。ということ  
をポイントとして挙げております。

情報の共有の実施と体制の確立の部分では、委員会内、及び関係機関との速やかな情報  
の共有と、緊急時対応に関する認識の共有。緊急事態に応じた最適な体制の確立。という  
ことで2点挙げさせていただいております。

効果的な情報の提供ということでは、適確なタイミングの情報提供。わかりやすい情報  
提供。ということに取り組んでいかなければいけないではないかということで、この3つ  
に分類した形でそれぞれのポイントを挙げて整理をさせていただきました。

こちらのスライドについての説明は以上でございます。

資料1-1に戻っていただきまして、次にいただいている御意見というのが、委員会内  
の考え方の再確認の中で4ページ目になります。委員会の情報提供の部分について、多く  
意見をいただいております。山本専門委員、岡部専門委員、丸山座長、山本専門委員と  
いうことで御意見をいただいているのを挙げてさせていただいておりますが、委員会とし  
ては、緊急時対応の中でより適切なタイミングで適確な情報を提供するということが重要  
じゃないかという御意見をいただいていたかと思えます。

それにつきましては、委員会事務局の対応としましては、これからも訓練を通じて引き  
続きどういう形でやっていくのがいいのかというところについては検討していきたいと考  
えております。

次に下から2つ目の段落になりますけれども、参考資料1-2の4ページ目になりまし  
て、「緊急時対応マニュアルの実効性の向上」につきまして、実際に緊急時対応マニユアル  
の実効性を向上させるためには、事務局で具体的にどう動くのか、何かあったときにどう  
いう形の動線を取るのかというところで、事務局内の作業手順書というのをきっちり用意  
しておく必要があるだろうということでございましたので、こちらにつきましては、事務  
局内の手順書も作成し、ほぼでき上がるような状態になってきております。今年度も訓練  
を予定をしておりますが、この手順書がうまく動いていくかどうかというところは確認を  
していきたいと考えております。

最後に訓練の継続についてでございますが、勿論、訓練を継続することは必要だとい  
うところなんですけれども、実際、訓練を組む上において、現時点でどの段階でどのような  
問題点について実行しようとしているのかということ、訓練を実施する上で理解してお  
く必要があるのではないかという御意見でしたので、19年度訓練を組んでいくに当たって、  
よりそういうところを明確にしながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。今の事務局の説明に対しまして、質問とか確認事項はございますでしょうか。

これは前回提示されたまとめの再整理ということですが、実際に資料が修正されたのは、先ほどスライドで示しました2つのところ、危機管理に必要な考え方・技術の要点の部分で、一般的な危機管理ということではなくて、食品安全委員会の緊急時対応における必要な考え方。あるいはその技術の要点という、そういう視点で整理されたというふうに思います。

本日はこの御意見をいただいた田中専門委員が欠席をされてはおるんですが、この部分、あるいはただいま説明していただいた、全体について何かございましたら、どうぞ御意見、あるいは確認のところを御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。訓練後の結果の反省、あるいはそこから導き出された将来の展望ということについては、その都度大分時間をかけてここでもやってきたと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

丸山座長 それでは、本日の審議をもって、18年度の訓練のまとめとさせていただきたいと考えております。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

丸山座長 どうもありがとうございます。事務局の方もそれでよろしいでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 昨年度から引き続き御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。課題が整理されましたので、今後取り組むべき事項というのが明確になったと思います。今後の訓練計画等に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

丸山座長 それでは、次に本日の2つ目の議題に移りたいと思います。

平成19年度の訓練計画(案)ということでございますが、事務局から説明をお願いいたします。

熊谷課長補佐 それでは、平成19年度の緊急時対応訓練計画(案)について御説明をいたします。資料2を御覧いただければと思います。

平成19年度の訓練計画(案)ということで、具体的な形になっているものではありませんで、あくまでもどういうことをやろうとしているかというところを示させていただいているものでございます。今日いただいた御意見を基に、より具体的なものに組んで、次回

の調査会に御提示させていただいて、また御意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず「基本方針」でございますが、こちらはこれまでもありましたように、まず食品安全基本法第14条及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に基づき作成された食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針では、緊急時対応について、平時から備えるべきこととして、緊急時対応訓練の実施を定めている。

平成18年度は試行的に実施した訓練に関する緊急時対応専門調査会の審議において、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施することが重要であると指摘されたところである。そこで、平成19年度についても緊急時対応訓練を実施し、食品安全委員会の緊急事態等における体制の実効性の確認、それから緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行う。ということで、まとめさせていただきまして、訓練は引き続き行っていくということで考えております。

「2.平成19年度緊急時対応訓練における重点課題」でございますが、これは18年度実施した訓練の検証結果から、次の事項を重点課題として実施するというように考えております。

「(1)委員会内の認識の共有を図る」ということ。

「(2)緊急時対応マニュアルの実効性を高める」ということ。

「(3)効果的な広報技術を習得」するということを重要課題として訓練を計画していきたいと考えております。

実際は3にありますように、2回ほど訓練をやろうと考えておりまして、1回目の訓練としましては、委員会内の認識の共有。緊急時対応マニュアルの実効性の向上。関係府省との連携の強化を目的としまして、委員会事務局及びリスク管理機関との合同による机上シミュレーション訓練を行いたいと考えております。

どのような訓練の設定をするかということは、これからの検討になりますが、大規模な食中毒の発生に対する初動対応から、関係府省連絡会議の開催まで、その流れの中で、それぞれが委員会及びリスク管理機関がどういう対応をするのかということを検討し、ファックス等のやり取りでお互いの考え方の認識を共有して、連携の強化を図るということをやっていききたいと考えております。

「開催時期」としましては、10月の中旬くらいを考えております。

第2回目の訓練は実動訓練ということで、こちらは委員会における緊急時対応の実際の動きの再確認ということで、緊急時対応マニュアルの検証とか、効果的な広報技術、情報

提供の在り方の習得を目的にして、年明け、1月下旬くらいに訓練を組んでいきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、平成19年度の訓練計画(案)について御説明させていただきました。

丸山座長 ありがとうございます。今年度平成19年度は、18年度に3回やった訓練、そこから得た課題を踏まえての形の訓練になろうかと思えます。

ただいま事務局から2回の訓練計画として、第1回はリスク管理機関との合同訓練。もう一回は効果的な広報技術を主眼とした実動訓練という説明がございましたが、この訓練計画につきまして、御意見・注文・質問ということがございましたら、どうぞ。

関係府省との合同のというのは、18年度でも課題になった大変重要なところなわけですが、これは事務局としては既に関係府省のところにこういうのをやる計画だという打診とかいうところまではいっておるのでしょうか。

熊谷課長補佐 具体的な計画はこれからではございますが、今年度合同でやっていきたいというところをお願いしたいという話は農林水産省、厚生労働省、環境省としております。

丸山座長 たしか春日専門委員だと思いましたがけれども、食中毒などを想定したときに、その場が学校とかということになると、教育委員会とか文部科学省ということにも関係すると思うんですが、そういうところも考えてはいらっしゃるのでしょうか。シナリオによってでしょうけれども。

熊谷課長補佐 おっしゃるようにシナリオによってかと思えますので、学校給食というところでのシナリオを設定していくことになりましたら、文部科学省の担当者の方にも御意見いただきながら組んでいくということでやっていきたいと考えております。

丸山座長 関係府省の合同訓練について、何か御意見ございましょうか。

山本専門委員 今の関係府省の連携も関係すると思うんですけれども、訓練を見て、シナリオというのが非常に重要と思えました。シナリオの種類、状況の設定、それをあらかじめプレーヤーにオープンにておくか、それともクローズにしておくか、そのところを目的によってある程度綿密に、いかにシナリオをつくるかというところが、全体の結果、そこから得られる成果にもものすごく大きい影響を与えるなということを感じました。

それから、今、座長がおっしゃいましたように、学校とか状況をかえたシナリオを1回の訓練で幾つか用意するのか、それとも1つのシナリオにいくつかの場面を用意するのかななどあると思うんですけれども、シナリオ作成の段階から、時間をかけることが非常に重要

と思います。

丸山座長 ありがとうございます。

「開催時期」は10月ですから、ちょっと時間がありますので、準備期間が十分あると思うので、今、山本委員の御意見に対していかがですか。

熊谷課長補佐 御指摘のように、訓練においてはシナリオが非常に重要だということは昨年の訓練を通じて実感しておりますので、よりよいシナリオをつくるために、食品安全委員会では調査事業がございますので、そういうものを活用しながら、よりよいシナリオをつくっていかうと考えております。

丸山座長 山本先生、よろしゅうございましょうか。

山本専門委員 はい。

丸山座長 ほかに何か御意見ございますか。関係府省との合同訓練です。いかがですか。

第2回のは、関係府省ではなしに、ここにございますように、委員会内の認識の共有ということで、こういう訓練というのは常にやっていないと、なかなかモチベーションが上がらないというところがあると思うんですが、この第2回のこれについてはいかがでございましょうか。

小泉専門委員 前回までは国内の食材が関係したということで想定されていたと思うんですけども、今、ニュースを見ていますと、特に中国からの食材の問題が大きく取り上げられておりますので、19年度はシナリオをまだこれから作成されるのであれば、食材が海外からも来るという前提ですと違った角度からの訓練になるのではないかと感じます。

丸山座長 関連して元井先生。

元井専門委員 特に第2回の訓練時に感じたことですが、その時の食品安全委員会の役割、つまりちょっと抽象的ですが、第2回実効性検証の訓練では、モニターを置いて、プレーヤーがいてなど、私たち専門委員がそれらを見てまわりましたが、そのときに、食品安全委員会として委員がどういう役割をされているのかというところに若干見えないという意見がありました。委員の役割分担についても明らかにしたようなプランニングをしていただければいいんじゃないかと思いました。

丸山座長 今2つの御意見が出されて、最初の小泉専門委員の方から出されたシナリオのつくり方、あるいは今の我が国の食を考えたときにどうしても避けて通れない問題が起きるであろう重要なポイントだと思うんですが、その辺りは事務局としてどんなふうにお考えですか。

酒井情報・緊急時対応課長 小泉専門委員のお話でございますが、海外のリスクもよく

考えたらどうだという御指摘だと理解しました。リスク要因を何にするかというのは、これからシナリオをつくるに当たっての基本の部分でございますので、そういった要素の中でいろいろ考えてまいりたいと思いますが、どういうシナリオにするかによって、海外と関係なく国内の原因だということもあり得ると思います。これについては、今後の検討の中で御議論いただくということをお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

丸山座長 元井委員がおっしゃった訓練をやるときの委員会内での役割の分担というのが、これは今までの意見としても出されたと思うんですが、その役割分担というものがどうも明確ではないように感じる。そこらを今度の訓練でどのようにしていくか。これはそういうことによって、今までやったことの訓練の検証ということにもなっていくんだろうと思うんですが、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 今の御指摘の点は、18年度のまとめの中でも重要なポイントとして上がっているところだと理解しておりまして、19年度、2回目の訓練につきましては、その点を踏まえて、それぞれの立場が明確になるように仕組んでいきたいと考えております。

早急に確認してみたいと思いますので、それについてもまた計画（案）を御審議いただければなと思っております。

丸山座長 但野専門委員、何かありませんか。

但野専門委員 今、議論されていることについて確認したいと思って手を挙げたんですが。緊急事態が発生した時にはそれぞれの時期で最も適当な時期にこの調査会を随時開催して、それぞれの時点で最も深く検討しておく必要性が高い事項を検討することになると思われますが、そのように調査会で議論をするということを組み込んだ計画にさせていただくと良いのではないかと思います。実際にはそういうふう動くんだろうなと思うんですが、そこがどうなっているかわからなかったわけです。そういうことでよろしくお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 今の御指摘に関しましては、調査会の開催と、訓練の開催の連携を取りながら実施をするということで実効を上げていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

丸山座長 本間委員どうぞ。

本間委員 私は昨年の実地の訓練に参加して思いましたことは、やってよかったと思っております。そのときに、訓練ですから、我々がいるというのがわかっていてやるわけです。ところが実際に起こるときは、我々委員がいるということはずなわけじゃないで

しょうか。

人はどのくらい集まっていたら、本来これが可能なものか。あるいはとりあえずおられる人の数だけで、始められるようなものなんでしょうか。あれだけのプログラムを人がそろうってやるという前提が確保できるということはなかなか幸運なことなんじゃないかという気がするんです。どういうふうになりましょうかね。

丸山座長 それは事務局の体制のことですので、そちら側からお願いします。

酒井情報・緊急時対応課長 緊急時の招集体制というのも一応整備されておりますので、まず担当が連絡を受けたらすぐに招集するという過程があるろうことと思います。それを前提に設定したのではないかなと思うんですが、仮にその過程が更に問題だということであれば、それも含めて机上シミュレーション等で考えてみたいと思います。

熊谷課長補佐 委員会の方で毎月電話訓練を行っております、必ず各委員、事務局の幹部と何かあったときに連絡が取れるような体制を常に取っておく必要があるということ、そういうことも行っております。何かありましたら、そういう形で連絡を取って判断を仰ぐということになるかと思っておりますので、必ずしも皆さんが集まった中で判断していただくということでもなく、緊急時の対応が取れるという状況で整えてはいるところでございます。

本間委員 と申しますと、電話の訓練は確かに、私も委員なんだなというのを何か月に1回ずつ思い出すいい機会だとは思いますが、実際にあれは単なる電話のスイッチを押すだけです。そのときにもしや同じ訓練ならば行けないかもしれない。だけれども、どうということに判断を求められているんですかという、それはあり得るケースのような気がする。

場合によっては、通常の交通システムが余りうまく使えないときだってあり得ると思うんです。永田町にすぐ飛んでいけないような条件下であったとしても、何か意見を述べるということは必要な気がするんです。

酒井情報・緊急時対応課長 電話訓練でも集まれる方と、そうでない方と仕分けをするということで、集まれる方は0を押してくださいとか、集まれない方は9番を押してください。そういうふうに仕分けをしておりますので、そのケースによって、もしも集まれないければ電話で御指示を仰ぐということをやると。そういうことで想定をした訓練だろうと思います。

丸山座長 本間先生、よろしいでしょうか。

本間委員 わかりました。

廣瀬委員 1つお聞きしたいんですけれども、先ほど委員会内での役割分担の話は出ていたんですけれども、例えばリスク管理機関である厚生労働省と食品安全委員会の中での緊急時対応の役割分担というのは、はっきり決まっているのでしょうか。私、今回初めて出るのでまだ理解していないところがあるかもしれないんですけれども。

丸山座長 事務局お願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 緊急時のそれぞれの役割というのは、ルール化しようということで、規定集を設けておりまして、その中である程度明確にはなっていると理解しております。具体的に申し上げますと、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱というのが平成17年4月に定められておりまして、これは関係府省間の申し合わせということで、必要の都度修正をしてきているということでございます。これで相互に役割を確認をしていると考えております。

廣瀬委員 では、ダブったりすることはないということですか。例えば記者会見はこちらで行って、リスク管理機関では行わないとか、そういうことも決まっているということですか。

酒井情報・緊急時対応課長 それは業務的に管理と評価という位置づけがありますので、それで峻別をするということだと思いますが、緊急事態のときには仮に曖昧な部分が生じれば相互に相談をしながら役割分担をその都度整理する。あいまいな部分については、そうやって対応することになるのかなと思います。

熊谷課長補佐 訓練の目的としましては、その都度整理をするということになると、そこで時間もかかってしまいますので、こういう訓練を通して、いざ何か起きたときにすぐに対応できるような体制を整えておきたいというところでございます。

丸山座長 そういうことも含めて19年度の関係府省との合同訓練というもので、どういうところがまずいのかということも浮き彫りにされてくるんだろうと思います。ですから、19年度の第1回関係府省合同訓練というのは非常に大事な訓練だと思っております。

それから、第2回の訓練でねらいというのに、効果的な広報技術、情報提供の在り方の習得とありますが、18年度第3回目の訓練をやったときにいろいろ勉強されましたね。どういう情報の提供をしていくかということが今、廣瀬委員の御心配も一部そこにあるんだろうと思うんですが、非常にこのところが大事です。

できたら、この実動訓練の前にも委員会の中でこういうのはもう少し詰めて、実際の訓練のときにそこが本当に生かされるようなことをやっておいていただきたいなという感じが私ども専門委員の方からはするんです。この部分は非常に大事だろうと思うんです。

何か起きたときの消費者、国民への情報提供の在り方、どういうタイミングでどこまでやるか、だれがやるかというところが大変問題になりましたね。ですから、この実動訓練の前にも是非そういう何か訓練までを委員会の中でこういうことは検討していただきたいなとなという希望を私は持っております。この情報提供の在り方、この辺り、この訓練にどう生かすか。どういうことをやっていくかという辺りでほかにも何が御意見ございましょうか。

但野専門委員 緊急事態が発生した場合には、それぞれの段階で調査会を開催することになると思われるので、先ほど適切な時期に開催する必要があると申し上げたんですが、実動訓練の場合にそのような適切な時期にいちいち調査会を開催して議論しているとしてもない時間がかかることになると思います。想定ですけれども、そういうときにどうするのかという議論の結論はそのケースによって違うんですけれども、基本方針のような議論は実動訓練を行う前に調査会でしておいた方がいいんじゃないかと思います。実動訓練を行う場合にはその議論の結論を利用して実動訓練案を作るのが望ましいと思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

丸山座長 シナリオのつくり方に関わることでしょうけれども、いかがですか。

酒井情報・緊急時対応課長 今の御指摘の点でございますが、緊急時というのはいろいろなバリエーションがあるだろう。その都度適切に対応する必要がある。そのための準備を用意周到にやっておきなさいという御指示だと理解をいたします。それにつきましても、私どもできるだけ平時から緊急時を想定しながらマニュアルを整理して、こういう場合にはこれを使う、こういう場合にはこれを使うという整理をしていきっているつもりでございます。更に19年度については、それを充実させるということで、そういう新たな事態には対応できるようにしていきたいと思います。そのシナリオの部分も今の御指摘を踏まえて、よりリアリティーのある形にしていくということを考えてまいりたいと思います。

丸山座長 それでは、ただいまいろいろな御意見をいただいたところでございますけれども、これらについては今後作成する具体的な訓練計画に反映させていただきたいと思っております。事務局、よろしく願いいたします。それでよろしゅうございますね。

酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。ただいまいただきました種々の御意見を踏まえまして、具体的な訓練計画(案)を作成したいと考えます。

次回の調査会におきまして、その内容、御審議を賜りたいと思います。

また、昨年同様調査会の先生方に御協力いただく場面というのがいろいろ出てまいりと思っておりますので、その節にもまたよろしく願いをいたします。

なお、平成 19 年度緊急時対応訓練計画（案）につきましては、食品安全委員会の方に報告をさせていただきたいと思っておりますので、御承知置きをいただければと思っております。

丸山座長 それでは、続きまして、次の議題の緊急事態への対処体制の強化方策に入ります。緊急事態への対処体制の強化方策につきましては、訓練を通して、また、本調査会の中で必要な対策については、提言を行ってきたところでございますけれども、その対応状況について、事務局より報告していただけるということでございますので、お聞きしたいと思っております。それを終えてから審議に入りたいと思っております。事務局、お願いいたします。

熊谷課長補佐 それでは資料 3 - 1 をお手元に御用意いたします。

こちらは、これまで「緊急事態への対処体制の強化方策について」ということで、各専門委員の先生方から御意見をいただいたことに対して、食品安全委員会事務局の対応について整理させていただいたものでございますが、少し進んだ部分もございまして、その点について御説明をしたいと思っております。

1 つは、1 枚目になりますが、「情報収集体制について」というところでございます。専門家リストの作成ということで、いざ何か緊急事態が起きたときに、専門家に御意見をお伺いするというところで、そういう分野の専門家にどういう方がいるのかを把握しておく必要があるのではないかという御意見がありまして、それに対しては、これは個人情報にもなりますので、非公開のものにはなりますが、事務局内でそういう関係の研究者の方の情報を収集、調査事業によりまして、収集いたしまして、事務局内でそういう専門家の方はどういう分野の方がいるかというところを見られるようなシステム、データベースをつくりました。それが現在、研究者の情報登録件数として 702 件ほど登録されておりまして、事務局職員が常に見て対応できるような状況に整備されつつあるというところでございます。

こういう形で情報を収集していくことによって、国内の研究者の方のデータが集まってまいりますので、国内での情報の収集能力も向上させることができるのではないかと考えております。

2 ページ目の「情報提供体制について」は、引き続きこれまでの対応をさらに強化していくというか、続けていくということで対応しているところございまして、変更点はございません。

3 ページ目になりますが、こちらは平成 18 年度の緊急時対応訓練から抽出された課題ということで、改めてこちらにも整理をさせていただいたところございまして、前回御提出したところから、前回の御意見の中で、委員会内の考え方の再確認という欄の 2 つ目に

なりますけれども、適切なタイミングで適確な情報提供を行うようにすることが重要という御意見を多々いただいておりますので、こちらの表の中にも入れさせていただいております。これにつきましては、19年度の訓練を通じて、また、この調査会での審議も踏まえて、引き続き検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

こういう形でいただいた御意見に対して対応することによって、緊急時の体制の強化を図っているところですが、更に今後どのような対応をすると、強化をしていくことができるかという点で、この調査会の中で少し御検討していただけないかというところがございます。その点についての御説明をしたいと思いますので、資料3-2を御覧いただければと思います。

この資料は、今まで緊急時対応専門調査会で、緊急事態への対処体制の強化方策について検討していただく中で、まずは緊急時対応のマニュアルを検討していただくということでマニュアルを整備していただきました。18年度には実際そういうマニュアルを活用した訓練を実施し緊急時対応を強化するというので、緊急時対応の訓練に関する検討を行っていただきました。今後も訓練の計画から実際に訓練を実施して、その検証をして、問題点を洗い出すというところを、この調査会でも御審議していただいて、そういう審議の中で食品安全委員会事務局の緊急時対応の対処体制の強化方策というのを検討していただくというようなことをお願いしたいと考えております。更に、今年度からもう一つ加えまして、新たに緊急事態となる可能性のあるリスクの探知に関しても、この調査会で御検討いただけないかということで、こちらの絵の中に示させていただいております。

今までこの調査会で審議をしていただきましたのは、マニュアルをつくるか、訓練をするということで、実際に緊急事態が起きたときにどういう対応を取るのかというところを中心に御審議していただいていたかと思うんですが、実際にそういう緊急事態が起こる前にリスクになりそうなものを早く探知して、それに対して素早い対応を事前しておくことによって、緊急事態というか、問題として発生するようなことに結び付かせないことができるのではないかとということで、そういう実際に起きる前の部分、新たに緊急事態となる可能性のリスクへの対応ということで、そういうリスクを検知するためには、どういう情報を収集していく必要があるのか。収集した情報をどういう分析をする必要があるのか。どういう体制を整備する必要があるのか。ということについても、この調査会でいろいろ御意見をいただいて、御審議していただければとお願いをしたいと思います、併せて御説明させていただきます。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。この資料3 - 2にございますように、緊急事態への対処体制の強化ということでは、これまでに緊急時対応マニュアルをつくる。そして、訓練をするという2つの大きな仕事をしてきたわけです。その検証は、これからも続けていくわけですが、これから19年度に向けては、下にありますように、新たに緊急事態となる可能性のあるリスクの探知に関する検討をしていきたいという御提案がございました。

まず、事務局の取組について、何か御意見がございましたら、お聞きしたいと思います。その前にこういうことがあるんじゃないかとか、もっとこのことが大事だとか、そういう御意見があれば、伺えればありがたいですが、いかがでしょうか。

19年度の事務局の取組ということでは「新たに起きるであろうリスクの探知」という検討について、御意見がありましたら伺いたいです。

新たに起きるリスクの探知というのは大変難しい課題ですね。

酒井情報・緊急時対応課長 若干補足をさせていただきますと、先ほど座長の方から御指摘がありましたように、場面場面で情報発信が大事だというお話でございますので、そういうものにも結び付く、こういうリスクのこういう段階だから、こうやればいいという情報発信にも結び付けるようなことも考えていきたいと思っております。そのための危害の探知というものの重要性について感じているところでございますので、よろしく御審議をいただければと思います。

丸山座長 今、事務局のお考え、補足というような形として受け止めました。

但野専門委員 このリスク管理措置の食品供給工程における対応という表現がございしますが、これは先ほどもお話がありましたように、片や中国の食材ですね。このごろ残念ながら北海道の方でもおかしなことがおこっていますが、ああいう問題も含めたことを考えているわけでしょうか。

丸山座長 実際には今の但野専門委員の御発言というのは、事故ということにはつながっていないんですけれども、そういうことも考ええてでしょうかということです。いかがでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 今回のケースでございますが、今までの訓練でも明らかなように、管理機関での対応と、リスクの評価機関での役割のボーダーラインがあるかと思っております。それについては行政的にもきっちり仕分けされておまして、管理機関がきっちり対応しておられる段階においては、食品安全委員会としては、対応状況について、きっちり見ていく。それがポイントだろうと考えておりますが、それから発展して緊急事態

について、どう考えるかということでございますので、その管理機関の対応の途中、途中もよく見ていく必要がある。それがどういう形で発展していくかを観察・監視をしながら、対応を決めていくということになると理解をしております。

したがいまして、先ほどの例についても、現在厚生労働省等できちんと対応していただいていると思いますので、その趨勢を見極めながら食品安全委員会の出番というのがないような形で収まるように注視をしていくという形だろうと考えます。

渡邊専門委員 新たな可能性、これは私は非常に重要だと思うのです。過去の例をいろいろ考えてみると、例えば生物製剤の安全性という問題で、HIVの問題が起こりましたね。それとクロイツフェルトヤコブの問題が起こったときに、日本の対応は非常に遅かったんです。感染研もあれで責められたところはあるんですけども、情報をキャッチしながらそのリスクに関してなぜ厚生労働省にアドバイスしなかったんだということを言われたことがあるんです。現在、生物製剤のいろんな情報をキャッチして、その評価をするというのを感染研自身でも行っているわけですけども、この食品安全委員会においては、評価機関であり、リスクアセスメントは食品安全委員会の最もやるべきことだと思うのです。そういう意味では今後そういう大きな事例を起こすかもしれない事態をどう早くキャッチして、それを評価して、そして管理機関にその情報を伝えるかというのが恐らく一番重要な問題だと思うのです。各専門部会がそれに関して、勿論、幾つか取り組んできていると思うのですけれども、そのときに緊急時対応専門調査会がどのように仕分けをして、緊急事態になる可能性があるものをいち早くキャッチするのか。又、国立医薬品食品衛生研究所でしたか、あそこでも情報を出しているわけですね。その情報の評価とこの安全委員会の在り方、その辺の関係が、こういう形になってくるのか、どういうふうに整理しようと考えていらっしゃるのですか、緊急時対応専門調査会としては。

熊谷課長補佐 何か問題になりそうなリスクを、より早く探知して、それに対して素早く対応するというようなことが重要ですが、実際に対応する部分というのが、リスク管理に係る部分であれば、リスク管理機関が対応することになるんだと思います。食品安全委員会における緊急時対応ではリスク評価ということではなくて、実際、食に関わるような健康被害事例が起きたときに、管理機関、関係機関とどう連携を取って、それに対応していくかというところを委員会が調整するという役割を果たすこととなりますので、本調査会では、委員会として何をしていくのか。どういう対応を取っていけばいいのかというところを御検討いただいているかと思います。そういう調査会の中で緊急事態のリスクになりそうな可能性のあるものを探知するためには、どうしたらいいのかというところについ

でも、御検討していただきたいということで出させていただいたんですが、では、リスク管理機関との間でどういう仕分けがされているのか。どういう違いがあるのかと言われると、まだその部分については、漠然としておりまして、整理されていないところかと思えますので、それぞれがどういう情報を今収集していて、その中でどういうものが欠けていて、これから更に収集していかなければいけないか。収集だけではないかもしれないんですが、収集された情報をどう分析していかなければいけないかというところも含めて検討、整理していければということで御提案させていただいたところでございます。

丸山座長 渡邊先生が指摘した点は、実は私も以前から大変気になっています。その1つが、情報収集という話が出たときに、最初は海外のものばかり集めているような感じだったので、同時に国内の情報も必要だという指摘からこの資料3-1の一番上のところにもあるように整理されるようになってきた。これは大変大事なことだと思うんです。

もう一つは、渡邊先生がまさにおっしゃった事で十幾つあるほかの専門調査会の中で緊急時にかかわるような情報が、この緊急時対応専門調査会にほとんど伝わってこない。それぞれの複数所属している先生がいらっしゃいますから、その部分だけはわかるんです。でも、ほかのところは全然わからない、これは大きな問題じゃないかと思うんです。そういう中から、何が緊急事態に結び付くかということはずぐには解らないかもしれませんが、関連する情報を積極的にくみ上げるような体制があっただけじゃないかなと思います。その辺りは、ほかの専門調査会とこの緊急時対応専門調査会との関係というものについては、どうお考えでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 先ほど御指摘のありました先を見越した評価、こういったことも必要ではないかというお話でございます。それにつきましては、私ども調査研究の事業を実施をしております、技術開発もいろいろ委託しながらやっている。そういった内容についても、こういった場でも御報告する。先々を見ながらこういうことにも取り組んでいるという御報告もさせていただきたいし、それについて、それぞれの専門の専門調査会に報告をしておりますので、緊急時対応に関連のあるものについては、審議の内容についても御報告をするような機会を設けるようにして行って、他の専門調査会で今何に取り組んでいるかということをお理解いただくということを新たにやっていってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

丸山座長 渡邊先生、いかがでしょうか。

渡邊専門委員 難しい課題だと思うのです。我々も常々そういうことを頭に考えながらいろいろやっているのですけれども、なかなか難しい。ただ、地道な努力しかないと思

ます。前からの私の持論じゃないですけども、緊急時対応専門調査会というのが、先ほど言われたようなことが、リスク管理機関とのオーバーラップが非常にあるので、恐らくリスク管理機関が持っている情報程多くの情報を持っていない食品安全委員会が緊急時対応を行うというのは、私は非常に難しいと思っているのです。何回もここで言っているのですけれども、食品安全委員会というのは、あくまでリスク評価機関だと思うのです。それをマネジメント機関にどういう形でアドバイスするのかというのが食品安全委員会の重要な在り方だと、私自身はそう考えているんです。そのときには、ここに示された平成19年度のこういうものこそ本当は重要なんだと思うのです。先ほど議論したようなものは、ある意味においてマネジメント機関で代替ってしまうのではないのでしょうか。よほどのことがない限り、つまりテロとか何とかという大きな事態にならない限りは、内閣府が動き出すということはないんじゃないかと私自身は思っているのです。これは間違いかもしれないですが。

それよりは、リスク評価を行って、未然に大きなものが起こる可能性があるものをどう防ぐかということの方が重要じゃないかなと思うのです。

そういう意味でさっきちょっと言いましたように、ほかの専門調査会と緊急時対応専門調査会との兼ね合いをどうするかということをして是非委員会として考えていただければ、我々も任務ももうちょっとははっきりするんじゃないかと思うのです。よろしく願いいたします。

丸山座長 ほかに御意見ございましょうか。

元井専門委員 今回のリスクの探知ということで、渡邊先生がおっしゃったように各研究機関、あるいはほかの専門調査会でいろんな情報を持っているので、それらの連携ということが情報を探知するためには一番大切じゃないかなと思います。当食品安全委員会では13の評価部会と3つの専門調査会がありますね。その間の連携がどうなっているのか。これは何もこの場だけではなくて、担当省を越えた各研究機関などもそのような傾向がありますが、連携があまりうまく行っていないというのが普通です。ですから、少なくとも食品安全委員会では各専門調査会の連携をはかって情報の共有や交換などを密にすることが、リスクの探知を行う上で非常に大事だと思うんです。何が今問題になるか。これは緊急事態に発展するのかどうかということは、連携して、そこで情報交換をしながら積み上げていくことが大切だと思います。口で言うのはやさしいですけども、実際は非常に難しいことだと思いますが、その点を今後は重点課題として扱って行って、あるいはその辺を実証試験の一つの目的にして実施いただけたら良いと思います。

丸山座長 何が緊急事態として発展していくかということ。それには事務局から提案されているリスクの探知ということが大事で、それをうまく動かしていくためには、今、元井先生がおっしゃったように、その間のつなぎをどうやっていくかということも非常に重要じゃないかということだと思います。

では、どうやってこれから緊急事態となる可能性のあるリスクの探知をし、それをリスク評価につなげていくかということなんですけれども、いろんな試行錯誤をやってみなければいけないんだろうと思うんです。これに過去の事例のケーススタディーとかいうようなものも洗い出すとか、あるいは現在の対応の中で何が不足しているか。先に申し上げたようなことが1つはそういうことなんだろうけれども、これは国内のことだけでなく、食べ物が世界流通を起こしているところから、世界的な動きということも含めて、こういうことについて知見のある専門家の方にお話を伺うという勉強会もやっていただいているのではないかなと思います。リスクの探知というのは非常に漠然として、これだけぼんと出されると、大変戸惑うところがあるので、是非そうした勉強会的なものをして、焦点を絞っていくというようなこともやっていただけたらと思います。そういうことはいかがでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 今回の御指摘の点でございますが、まず勉強会のことにつきましては、海外にもそういった専門家もいらっしゃいますし、国内でも御専門の方がいらっしゃいますので、機会を設けまして、御教授をいただくということも考えたいと思います。

また、今、アメリカの方に委員長も御出張でございますけれども、私ども担当職員も出掛けまして、アメリカにおける食品等のリスクの危機管理機関、そちらの方との情報交換というのも予定をしておりますので、そういうものもまとめて、御報告できればなと考えていたので、よろしくお願いたします。

また、今後の試行錯誤の中で過去の事例の調査、あるいは何が不足しているかについてのチェックが大事だという御指摘がございましたので、その点についても、リスクの探知に関する検討の中でいろいろ御提示をいたしますので、御議論をしていただければ、あるいは御指導をいただければなと思います。

丸山座長 今回の勉強会だけでなく、リスクの探知についての御意見を、今ここでなくても、事務局の方にこういうことをしたらいいんじゃないかということの御意見を賜うような、そういうことを皆さんにお願いするということでもよろしいのでしょうか。

酒井情報・緊急時対応課長 結構でございます。

丸山座長 ほかに何かこのリスクの探知ということについて御意見、御要望ありますか。

近藤専門委員 直接新たな緊急事態ということではございませんが、この前北海道のハンバーグの事件に感じただけですけれども、どうしても体の健康被害だけを我々、今見ているわけですけれども、あのとき解凍に雨水を用いたということを報道で聞きまして、新たな汚染の形態もあるんだなということと、それを食することによる健康被害は直接ないかもしれませんが、心のケアというか、食品に対する不信をどうやって国民サイドに心のケアをやっていくか。非常に事例が誠にもって原始的な事例でありましたので、食品に対する問題というものが現実にも起きていますのかということ、非常に広範で新しいものが常に出てくる現実がありますので、そこら付近の心のケアというものに対する新しい事態が起きたときに、食品安全委員会としての役割というか、そういうものもある程度考えていただければと思いました。

丸山座長 緊急事態ということに直接つながるかどうかは別としまして、今の近藤先生の御発言に対して、何かお答えすることはございましょうか。

齊藤事務局長 確かに緊急事態ということではないですけれども、食の安全というよりは、安心問題に近い部分についての不信の問題だろうと思うんです。直接は管理機関の方で今回の北海道の事例のようなものについては十分に御対応いただくということになると思いますけれども、委員会としてもリスクコミュニケーションなり何なりで、こういう事柄についても、まさに関係官庁として、管理機関といろいろな活動をしていく中では信頼とかいうものも含めて取り上げていくことは可能かとは思っています。

広い意味での安全を高めていくという観点から、状況の正しい説明なり、それに対しての管理官庁が取った措置についての御理解をいただくということ。これは、一義的には管理官庁の仕事ですけれども、委員会としてのリスクコミュニケーションなり何なりの場でできることがあれば取り組んでいくべきだとは思っています。

今、具体的にこれをという考えを示すことはできないんですけれども、御指摘のことは重要なことだと思っております。

丸山座長 ありがとうございます。そのほか緊急事態の対処体制の強化方策ということにつきまして御意見ございますか。

本間委員 先ほど座長さんが申し上げましたように、予見、予測するということですね。これは非常に大事なことで、それは多分食品安全委員会のベースだという気がいたしますし、この問題はまさにこの委員会の日々の活動、仮に13の専門調査会があるとすれば、それ自身が担っていることでありますから、それを先生が非常に強く訴えられたということ

だったと私は理解をしております。

私はこの何も外に機関を持っていない食品安全委員会というのが、情報という点ではどうしても後手に回りがちである。今までの流れを見ていても、不利と言っただけとはいかないかな、そういう立場に立たされているという感じがいたします。やはり我々の役割というのは、先ほど渡邊先生がおっしゃった評価、説明するという事ではないかと思うんですが、そのときに我々はそれを訴える手段というのはどんなようなものを想定するんでございましょうか。仮にホームページに載せるというなら、これは多少時間がかかることかもしれませんが、こういう緊急なときの委員会の意見表明というのは、どういう手段を取るということになるんでございましょうか。要するに、手段ということです。

酒井情報・緊急時対応課長 情報発信の手段という御指摘でございます。インターネットについても、時間がかかるというお話でございましたが、平時からこういう事態にはこういった形で出そうという準備さえしておけば、直ちに対応ができますので、その準備を怠りなくやるというのを基本にしております。必要に応じて委員長の見解をお述べいただくとかいった形での情報発信ということになるのかなと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。ほかに御意見ございましょうか。

それでは、今回の議題は以上でございます。

次に「平成 18 年度食中毒発生状況の概要について」資料提供がございましたので、これは前回、春日専門委員の方からこういう情報を常に把握しておくべきであろう。この場で提供お願いしたいという御意見の下に資料を用意していただきましたので、事務局、お願いいたします。

熊谷課長補佐 それでは資料 4 をお手元に御用意願います。

7 月 5 日に開催されました第 197 回の食品安全委員会におきまして、この調査会で行っていただきました食中毒等の緊急時対応の実施要項に基づきまして、厚生労働省より食品安全委員会へ報告されたときの資料でございます。

平成 18 年の食中毒発生状況の概要ということでございますので、簡単に私の方から御説明させていただきますと、4 ページを御覧ください。食中毒の発生につきましては、各都道府県から厚生労働省に食品衛生法に基づいて届出がありまして、それを年次ごとに食中毒の発生状況ということで厚生労働省でまとめているところでございます。

4 ページにございますように、18 年の状況につきましては、17 年度より件数としては 1,491 件ということで若干落ちてはおりますが、患者数の方が 39,026 人ということで、約 1 万人増というような形になっております。こちらにつきましては、右側の表を見ていただ

きますと、おわかりになりますように、ノロウイルスによるものがかなり患者数の増の大きな要因になっているようです。17年ですと、ノロウイルスは8,727人でございますが、18年ですと27,616人ということで、かなりの患者数の増大につながっております。

18年の状況、主な病因物質ということで、「サルモネラ属菌」「カンピロバクター・ジエジュニ/コリ」と「腸炎ピブリオ」「ノロウイルス」ということで挙げられておりますが、カンピロバクターにつきましては、17年まで増加傾向にありましたが、18年には若干減少しているという状況になっているようでございます。

また、死者の方は6名ということでございまして、その内訳が5ページになります。

こちらにあるように、自然毒によるものが4件、細菌性のものが2件で6件という形になっております。そういう形の状況ということでございます。

リスク管理機関の対応について、勉強する必要があるのではないかという春日専門委員からの御意見もありましたので、リスク管理機関の対応、厚生労働省だけではなくて、農林水産省の対応についても、少し勉強させていただくというようなことで、今後、それぞれリスク管理機関としてどのような対応を取っているかということについて、この調査会で御説明していただくような調整をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。この食中毒の情報提供も含めて、今後リスク管理機関からの対応について説明を受ける場があるということでございますが、これに対して何か御要望がございませうか。この食中毒の情報は緊急時対応ともつながるわけですが、そのほかに何か御要望がございませうか。リスク管理機関からの情報提供。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題、情報提供と予定された内容はすべて終わったと思っておりますが、専門委員の先生方から何か補足するような、あるいは言い忘れたことがございましたらどうぞ。よろしいでしょうか

それでは、事務局の方にマイクをお渡しいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

この専門調査会でございますが、先生方には2年間の任期ということでお願いしているところでございます。この9月末で任期満了を迎えられるということでございます。改選時におきましては、また、先生方にいろいろと御協力をお願いすることもあるかと存じますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。当方からは以上でございます。

丸山座長 それでは、以上をもちまして「第 22 回緊急時対応専門調査会」を終了いたします。どうも御協力ありがとうございました。